

# 平成29年度旅行商品開発支援事業 インバウンドバスツアー支援要領

## 1 目的

インバウンドバスツアーによる宿泊観光客の誘致促進を図るため、(公社)宮城県観光連盟会員(以下 会員)等が企画造成する企業・団体研修等旅行及び募集型等旅行バスツアーに対し支援するもの。

## 2 支援対象団体

- (1) 会員である旅行会社等
- (2) 会員から推薦があった旅行会社等

## 3 支援対象となるバスツアー

旅行企画において指定事項を満たすもの(別紙参照)

## 4 支援内容

大型バスツアー1 企画の催行にあたり、大型バス1 台あたり5 万円を助成する。但し、最大2 台までとする。なお、1 企画の範囲は同等旅行行程プランとする。(※旅行企画が異なっても同等旅行行程プランは対象外とする。)

## 5 申請等の手続き

### (1) 申請書の提出

支援を受けようとする支援対象団体は、申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、旅行企画書等を添えて会長に申請してください。

### (2) 支援の決定

会長は、申請書を受理後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

### (3) 事業の完了

申請者は旅行催行後、報告書(別紙様式2)に必要事項を記入し、催行内容を証明する写しを添えて、会長に提出する。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の額の確定を通知する。

## 平成29年度 旅行企画における指定事項について

### 1 必須条件

- (1) 平成29年7月から平成30年3月までを対象期間とした旅行商品であること。
- (2) 県内において宿泊を1泊以上すること。
- (3) 利用バスは大型バスとすること。

### 2 選択条件

次の(1)から(4)いずれかの条件を1つ以上満たすものとします。

- (1) 旅行行程において東日本大震災からの県内沿岸部に対する復興支援のプランがあること。
- (2) 県内における観光等プラン(※1)を2地域(※2)以上組み込んだ旅行行程であること。
- (3) 県内観光等プラン(※1)において延べ3時間以上滞在する旅行行程であること。
- (4) 必須条件も含め県内において2泊以上すること。

※1 宿泊・移動時間を除く観光メニュー

※2 県内市町村単位